

公 開
頭 撮 り 可

平成30年 2 月27日

厚生労働省老健局老人保健課

課長補佐 井上 (内線3968)

主 査 水村 (内線3949)

(電話代表) 03 (5253) 1111

(夜間直通) 03 (3595) 2490

(F A X) 03 (3595) 4010

第15回社会保障審議会介護給付費分科会 介護報酬改定検証・研究委員会の開催について

第15回社会保障審議会介護給付費分科会介護報酬改定検証・研究委員会を次により開催いたしますので、お知らせいたします。

日 時 平成30年 3 月 5 日 (月) 15:00～17:00

場 所 ベルサール神保町 Room 1 + 2 (3 階)
東京都千代田区西神田 3 - 2 - 1

議 題 1. 平成 27 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査
(平成 29 年度調査)の結果について
2. 平成 30 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査
(平成 30 年度調査)の進め方及び実施内容について
3. その他

傍聴者 若干名

傍聴の申込方法

傍聴を希望する場合は、傍聴希望者の①「住所」、②「氏名」、③「所属」、④「職業」、⑤「電話番号」、⑥「FAX番号」、⑦「第14回社会保障審議会 介護給付費分科会 介護報酬改定検証・研究委員会の傍聴を希望する旨」を記入の上、平成30年 3 月 1 日 (木) 12時 (厳守) までに、下記申込先宛にFAX又は電子メールでお申し込みください。※期限以降の申し込みは無効となりますのでご注意ください。

希望者が多数の場合は、まず同一団体からの複数希望者について調整をさせていただき、その後は先着順となりますので、傍聴できない場合があります。

申し込まれた方は、3 月 2 日 (金) までに当方から特段の連絡がない場合、傍聴できるものと判断してください。

なお、傍聴される方は、別紙「傍聴される方の留意事項」を遵守してください。

申込先 厚生労働省老健局老人保健課

F A X 番号 : 03-3595-4010

メールアドレス roujinhoken@mhlw.go.jp

傍聴される方の留意事項

傍聴に当たっては、次の留意事項を遵守してください。これらを遵守できない場合は、退場していただくことがあります。

- 1 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 3 写真撮影、ビデオ撮影、録音をすることはできません（あらかじめ申し込まれた場合は、会議冒頭の頭撮りに限って写真撮影などをすることができます。）。
- 4 会議の妨げとならないよう静かにしてください。
- 5 その他、座長と事務局職員の指示に従ってください。
- 6 開始時刻までお越しいただかなかった場合には、入場を制限する場合がございます。

(別添様式)

【第15回社会保障審議会介護給付費分科会介護報酬改定検証・研究委員会
(3月5日(月)) 傍聴希望】

(締切 平成30年3月1日(木) 12:00(厳守))

標記会議の傍聴を希望いたします。

①住 所	:	
②氏 名	:	
③所 属	:	
④職 業	:	
⑤電話番号	:	
⑥FAX番号	:	
備 考	:	

※ 傍聴券は送付いたしませんので、ご注意ください。

※ 会議当日は、受付でこの傍聴申込書をご提示いただくか、「所属(職業)」と「氏名」
をお申し出下さい。

【留意事項】

- 1 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等音の出る機器は、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 3 写真撮影、ビデオ撮影、録音をすることはできません(あらかじめ申し込まれた場合は、会議冒頭の頭撮りに限って写真撮影などをすることができます。)
- 4 会議の妨げとならないよう静かにしてください。
- 5 その他、座長と事務局職員の指示に従ってください。
- 6 開始時刻までお越しいただかなかった場合には、入場を制限する場合がございます。